

岐阜県大規模小売店舗立地審議会条例

平成十二年三月二十四日
条例第二十六号

岐阜県大規模小売店舗立地審議会条例をここに公布する。

岐阜県大規模小売店舗立地審議会条例

（設置）

第一条 大規模小売店舗の立地に関し、その周辺の地域の生活環境を保持するための専門的事項を調査審議させるため、岐阜県大規模小売店舗立地審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- 一 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条に規定する都道府県の意見等に関すること。
- 二 法第九条に規定する都道府県の勧告等に関すること。

（組織）

第三条 審議会は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験を有する者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

（会長）

第四条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（招集及び議事）

第五条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成十二年六月一日から施行する。ただし、次項の規定は、平成十三年二月一日から施行する。

（岐阜県大規模小売店舗審議会条例の廃止）

- 2 岐阜県大規模小売店舗審議会条例（昭和五十四年岐阜県条例第十一号）は、廃止する。